

大学分科会第 11 期審議状況・12 期審議事項等

1. 第 11 期における審議実績

大学分科会

●これからの時代の地域における大学の在り方について～地方の活性化と地域の中核となる大学の実現～（審議まとめ）【令和 3 年 12 月】

- ・ 地域社会の活力の低下や 18 歳人口減少が課題となる中で、「地域の中核となる大学」の実現が我が国の社会全体の変革の駆動力となるとし、地域における大学の役割や大学にとっての地域の魅力を整理し、①地域ならではの人材育成の推進、②地域ならではのイノベーションの創出、③連携の推進について、「大学」・「国」・「地方公共団体・産業界等」それぞれの視点で求められる具体的な取組等について審議し、その内容を取りまとめた。

また、魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増についても考え方を整理した。

●質保証システム部会の審議まとめを踏まえた大学設置基準改正について

- ・ 令和 4 年 3 月の審議まとめの提言に基づき、学修者本位の大学教育の実現のために、3つのポリシーに基づく学位プログラムの編成や内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化するなどの大学設置基準等の改正について審議を行った。また、基幹教員制度を創設し、一定以上の授業科目を担当する等の要件を満たす一部の教員について必要最低教員数に算入できるとすることや、内部質保証体制が機能している大学に遠隔授業の単位習得上限等を緩和するなどの、教育課程等に係る特例を認める制度の新設を行うなどの制度改正について審議した。

●学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）

【令和 5 年 2 月 24 日】

- ・ 大学振興部会で議論した「文理横断・文理融合教育の推進」、「出口における質保証」、「学生保護の仕組みの整備」についてさらに審議を深め、審議まとめとして取りまとめた。具体的には、3つのポリシーに基づく体系的で組織的な文理横断・文理融合教育の推進やそのための体制整備、初等中等教育段階における諸改革も踏まえた大学入学者選抜の改善の方向性について審議した。また

「出口における質保証」については、学生の予習復習等に関する学修時間の短さが指摘され、出口における質保証の強化方策として、GPAの活用やキャップ制の実質化の重要性、卒業論文・卒業研究やゼミナール教育の活用等について審議した。学生保護については、現下の極めて急速な少子化の進行も踏まえ、破綻リスクの低減や破綻時に学生を保護するために学校法人や国が採るべき措置について取りまとめた。

質保証システム部会

●学修者本位の大学教育の実現と社会に開かれた質保証の実現

- ・ 大学設置基準・設置認可審査に加え、認証評価制度や情報公表、定員管理の在り方などの各質保証システムについて具体的な検討を進めた。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により浮かび上がった学生の学びの保証という観点での大学のレジリエンスや、普及・進展したオンライン教育の質などについて、質保証システムの全体像の中で高等教育の質を保証するための観点や仕組み等について審議した内容を取りまとめた。【令和4年3月18日】

大学振興部会

●文理横断・文理融合教育の推進、「出口における質保証」の充実・強化、学生保護の仕組みの整備について

- ・ ①文理横断・文理融合教育の推進、②「出口における質保証」の充実・強化、③学生保護の仕組みの整備の3点について、大学や産業界等の関係団体からのヒアリングを行いながら審議を行った。

大学院部会

●大学院制度と教育の在り方について

- ・ 「人文科学・社会科学系における大学院教育改革の方向性 中間とりまとめ」をまとめる（令和4年8月3日）など、人文科学・社会科学系における大学院教育改革を重点的に審議するとともに、大学院におけるリカレント教育や大学院設置基準の改正等について審議した。

法科大学院等特別委員会

●法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について

【令和5年2月16日】

- ・ 令和元年法改正による新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)と在学中受

験の導入（令和4年度に初めて法曹コース生が法科大学院に進学、令和5年度に在学中受験が開始）、第10期の法学未修者教育に係る提言等を踏まえ、新たな一貫教育制度の着実な実施、在学中受験に向けた教育課程の工夫、法学未修者教育の更なる充実、複数の法科大学院の連携、地域の自治体や法曹界、産業界との連携、法科大学院等の魅力や特色の積極的な発信など、法科大学院を取り巻く諸課題について議論、ヒアリングを行い、改善の提案や好事例を整理し、取りまとめた。

認証評価機関の認証に関する審査委員会

●認証評価機関の認証について

- ・ 機関別認証評価機関の認証について、一つの機関より専門職大学・専門職短期大学の機関別認証評価の認証の申請があり、評価基準や審査体制などに関して審査を行い、審査継続中。
- ・ 分野別認証評価については、一つの機関より専門職大学・専門職短期大学におけるリハビリテーション分野、ファッションビジネス分野及び動物ケア分野に関する認証評価機関の認証の申請があり、審査継続中。

●認証評価機関が行う自己点検・評価に係るヒアリングについて

- ・ 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づく認証評価機関の自己点検・評価について、一つの認証評価機関から提出された自己点検・評価書について確認を行った。

教育課程等特例制度運営委員会

●教育課程等に係る特例制度の運営について

- ・ 令和4年9月の大学設置基準等の一部改正により創設された、教育課程等に係る特例制度について、先導的な取組に関する特例の認定に係る審査の実施に向けた諸事項を決定したほか、大学からの申請に基づき、特例の認定に係る審査等を行った。

その他

- ・ 先に触れた令和4年9月の大学設置基準等の改正のほかに、大学等を取り巻く状況の変化等に対応するため、高等教育政策全般について審議を行うとともに、大学設置基準等の改正に関し、審議の上で具体的な結論を得たものについては、その改正について随時答申を行った。

2. 第12期に審議する事項

●急速な少子化の進行等を踏まえた今後の高等教育の在り方について

- ・ 今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセスの確保の在り方や、国公私の設置者別の役割分担の在り方等について、一定の方向性を打ち出すべく引き続き審議を進める。

●大学院制度と教育の在り方について

- ・ 大学院部会においては、人文科学・社会科学系における大学院教育改革について最終とりまとめに向けて審議を行うとともに、大学院におけるリカレント教育、大学院における基幹教員の考え方について、引き続き審議する。

●法科大学院等の教育の改善・充実について

- ・ 法科大学院等特別委員会においては、第11期の議論のまとめを踏まえ、新たな一貫教育制度の着実な実施、在学中受験に向けた教育課程の工夫等について、引き続き審議する。

●認証評価機関の認証について

- ・ 認証評価機関の認証に関する審査委員会においては、認証評価機関の認証について、引き続き審査する。

●教育課程等に係る特例制度について

- ・ 教育課程等特例制度運営委員会においては、大学からの申請に基づき、特例の認定について、引き続き審査する。

参考：学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について (審議まとめ) 抜粋

現下の極めて急速な少子化の進行は、各大学における教育研究上あるいは経営上の努力や工夫によって乗り越えることが困難なほどの経営環境の悪化をもたらしかねない深刻な状況である。令和3年の出生数は調査開始以降最少の81万1,662人であり、従来の推計より7年早く少子化が進行している。(中略)

こうした中、政府においては、こども・子育て政策を最重要政策と位置付けて、高等教育の負担軽減も含めて、こども・子育て政策の抜本的な強化、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた検討が進められており、今後、少子化の進行が我が国の高等教育にどのような影響を与えていくのかについて、現時点において正確に予測することは困難ではあるが、いずれにしても、大学をはじめとする高等教育機関への進学者数が従来の推計を下回る可能性は高い。

少子化に伴う人口減少は特に地方において急速に進行することが見込まれており、地方の中・小規模の高等教育機関に与える影響は大きく、今後、定員未充足の大学や短期大学が増加し、経営破綻に至ることも考えられる。これまで、地域における人材育成や定着、教育や研究開発等を通じた地域産業の発展、地域づくりの中核としての役割、シンクタンクとしての機能など幅広い観点で地域活性化に貢献してきた大学等の衰退や撤退は、地域における学びの機会の喪失や地域からの人材流出の加速を招き、地域の成長の駆動力を失うことにつながりかねないため、各大学における努力や工夫によって乗り越えることが困難なほどに深刻な現在の状況を踏まえ、地域の高等教育の存続への抜本的な対策について適正規模も視野に入れつつ検討をする必要があるだろう。

(「Ⅲ. 学生保護の仕組みの整備 1. 学生保護の仕組みの整備が求められる背景・課題等」より)

…今期の議論においては、今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセスの確保の在り方や、国公私の設置者別の役割分担の在り方等については、現下の極めて急速な少子化の進行等を踏まえ、これ以上先延ばしにすることのできない課題であるという強い問題意識を委員間で共有できたものの、一定の方向性を打ち出すまでには至らなかった。これらの課題については、来期以降の大学分科会において更に掘り下げて議論していくことが必要である。その際、従来の推計をはるかに上回るペースでの少子化の進行に加えて、コロナ禍を契機としたオンライン教育の普及・進展、深刻な停滞から回復の兆しを見せつつあるグローバルな人的交流やこれを受けたグローバル人材育成の取組の進展、国境を越えた人材獲得競争の激化、更には国際卓越研究大学制度の創設や地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ等の研究大学への支援施策の強化といった、グランドデザイン答申以降の高等教育機関の在り方に関わる様々な状況の変化や、地域活性化の核として高等教育機関が果たすべき役割等も踏まえた検討が求められる。

(「おわりに」より)

はじめに

(現状)

地域社会の活力の低下・多極分散型の国家形成の必要性・18歳人口の減少・地方部を中心に大学の定員未充足

(検討に当たっての認識)

- ・「地域の中核となる大学」の実現が、我が国社会全体の変革の駆動力となる。
- ・地域は様々な課題が生じる最前線。地方大学振興にも資する。
- ・「地域」の範囲は多様で、地域や大学の関係者での議論が求められる。

(大学と地域に関する概念整理)

本稿における「地域における大学」
= 「地域に根差した」「地域に所在する」という地域との機能的な関係性に着目

※「地方」は地理的な性質（主として「東京圏」以外）を表す場合に用いる。

1. 地域における大学の役割とこれまでの取組

(地域における大学の役割)

地域において大学が果たす重要な役割

- ①人材育成機関としての役割（必要不可欠な分野の従事者、地域産業のDXやグローバル化を推進する人材、地域社会を活性化する人材）
- ②高度な研究能力を有する機関としての役割（産業界等との連携、地域の発展や課題解決に資する取組の実行）
- ③地域の文化・歴史を発展・継承する役割（地域の魅力の発信）
- ④知と人材のハブとしての役割（海外等の他地域との窓口）

2. 地域における大学を取り巻く状況と「地域の中核となる大学」の必要性

(大学にとっての地域の魅力)

学修のフィールド、様々な経験の場、イノベーション創出のきっかけとなる地域課題の宝庫、DX・グローバル化の最前線
※地域における大学の振興を若者の流出抑止の手段としてのみ捉えるのではなく、国内外の人材の流動性を高め、日本の大学界や各地域が活性化していくという視点

(「地域の中核となる大学」に求められるもの)

産学官連携、人材が集まる「魅力のある地域」、地域の課題解決や地域経済の発展を支え地域に貢献する「地域の中核となる大学」を目指す取組が必要
※「地域の中核となる大学」の在り方は地域の関係者に活発に議論されるべき。地域社会における各大学の必要性が明確になることが重要。
※必ずしもその地域に所在する大学にのみ求められるものではない。

「①学修面での課題」「②イノベーション創出上の課題」「③連携上の課題」等が指摘

3. 地域ならではの人材育成の推進

<大学>

- ・卒業生に関する基礎データの収集・分析・共有
- ・実践的な長期インターンシップ
- ・地方公共団体や企業が実施する奨学金の返還支援の活用
- ・短期集中型のプログラム構築 等

<国>

- ・全国的な卒業後の学生の地域別・分野別就職状況等の基礎データの収集 等

<地方公共団体・産業界等>

- ・大学への講師派遣、寄附金・寄附講座の提供 等
- ※ 現在の延長線上で地域産業に役立つ人材だけでなく、地域社会産業構造を変革し、DXやグローバル化へと導いていくような人材の育成も必要。

4. 地域ならではのイノベーションの創出

<大学>

- ・地方公共団体や産業界との窓口となる教職員・UR Aの配置推進
- ・大学院教育と学部教育の緊密・実質的な連携
- ・ジョブ型研究インターンシップの実施 等

<国>

- ・社会変革等につながる産学官連携による研究開発や社会実装を促進する拠点形成支援
- ・アントレプレナーシップ教育の充実、創業準備段階からのコンサルティング等の経営人材との連携支援
- ・「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」を形成する大学施設等の整備推進 等

<地方公共団体・産業界等>

- ・高等教育担当部署の創設や大学連携担当職員の配置 等

5. 連携の推進

<大学>

- ・学長のリーダーシップの発揮による強みと特色の分析及び発信・広報
- ・高等学校など地域の初等中等教育機関等との連携 等

<国>

- ・地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人等に関する優れた取組事例についての周知広報 等

<地方公共団体・産業界等>

- ・コーディネーターの発掘・育成・活用
- ・高等教育担当部局の設置
- ・地方公共団体の総合計画等への大学を活用した地方創生に関する取組の位置付け 等

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

背景

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、**一定程度機能**している。
- しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく**教育の実質化を進める必要がある**という指摘や、**グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要がある**という指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした**遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある**等の指摘がある。

⇒ 大学における**国際通用性のある「教育研究の質」を保証**するため、質保証システムについて、
①**最低限の水準を厳格に担保**しつつ、 ②**大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていく**ことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「**教育研究の質**」
- ・「**学生の学びの質と水準**」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような**研究環境の整備や充実等**についても**一定程度確認**する必要。

改善・充実の方向性

2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現
②社会に開かれた質保証の実現

4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保

※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

（1）大学設置基準・設置認可審査

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「凶書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。

例）遠隔授業による修得単位数（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等

- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

（2）認証評価制度

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

（3）情報公表

＜改善・充実の方向性＞

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

（4）その他の重要な論点

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。等

大学設置基準等改正の主な具体的内容

一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学者選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定にあたり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に関し、指導補助者について条文上明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し提供すること、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

六 教育課程等に係る特例制度

- 教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定
- ※ 認定基準手続きに関する告示は別に定める

七 大学設置基準のその他の改正事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クォーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化

八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に関し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に関し、インターネット等を通じた映像等の提供が含まれることを明確化

九 本省令の附則

- 施行日：令和4年10月1日
- 以下の趣旨の附則を規定
 - ・基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
 - ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
 - ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
 - ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること

※ 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

8 ※ 大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

背景

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（GD答申）」（H30.11）は、2040年を見据えた目指すべき姿として、高等教育機関が多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる「学修者本位の教育の実現」**を掲げている。
- その後、教育研究体制の多様性・柔軟性を高める制度改正、「**教学マネジメント指針**」の策定や質保証システム改革など、GD答申において改革方策や検討課題として整理された事項は相当程度の進捗。
- GD答申以降の高等教育改革の進捗や課題等も踏まえて、主として学士課程教育を念頭に、以下の3つの論点について検討。

論点

- ① 主専攻・副専攻制の活用等を含む **文理横断・文理融合教育の推進**
- ② 「**出口における質保証**」の充実・強化
- ③ **学生保護の仕組みの整備**

1 主専攻・副専攻制の活用等を含む文理横断・文理融合教育の推進

1. 文理横断・文理融合教育の意義

- 予測不可能な時代にあつて、社会経済課題の多様化・複雑化が進み、**単独・少数の専門分野の知**による課題解決がますます困難。従来の専門分野の枠を越えた「**文理複眼**」的な思考ができる人材の育成が求められる。
- 文理横断・文理融合教育において**学生が学ぶべき「文」と「理」**は、**各大学がディプロマ・ポリシー（DP）等を踏まえて整理し位置づける**べき。
- 専攻分野を問わず、**新たなリテラシーとして、数理・データサイエンス・AIに関する教育**の推進が求められる。

2. 文理横断・文理融合教育の方法論

- 例えば、
 - ・ 「リベラルアーツ教育を中核に据えた学位プログラム」
 - ・ 「課題解決力等の涵養に重点を置いた学位プログラム」
 - ・ 「文理横断・文理融合的な学問分野に基づく学位プログラム」
 - ・ 一般教育・共通教育における一部科目の必修化や副専攻プログラムの開設等の取組等
- 一定の型にはまるものではなく、各大学が自らの「**強み**」と「**特色**」を活かした**質の高い教育**を展開することを期待。

3. 文理横断・文理融合教育の推進に向けた方向性

- 「**教学マネジメント指針**」を積極的に活用し学生の時間の有限性や学修意欲にも留意しながら、3つのポリシーに基づく体系的・組織的な**学修者本位の教育**を展開し、自律的な**内部質保証**の仕組みを機能させることが極めて重要。
- 文理横断・文理融合教育の推進に当たり、**学位プログラムの機動的な実施、学部等連係課程制度の活用、教育研究体制の多様性と柔軟性の確保、レイトスペシャライゼーションの考え方に基づく取組**等が有効。特に地方・小規模大学等では大学等連携推進法人の組成等による**人的・物的リソースの共有化**も有効。
- 国においては優れた取組への支援、普及・展開に引き続き取り組むことに加え、新たな**基金を活用した新学部設置等への機動的かつ継続的な支援**の実施が重要。

4. 文理分断からの脱却に向けた高大接続改革

- 約2/3の高校が文系・理系のコース分けを実施し、**生徒が早期の文理選択を迫られている**との指摘あり。こうした文理分断の状況は、数学を課さない選抜区分の存在等、**大学入学者選抜への高校教育の適応化**とも言える。
- 各大学においては、初等中等教育段階における諸改革も踏まえ、**大学入学者選抜の改善**に取り組むことを期待。その際、**入学後の教育に必要な入試科目は大学入学共通テストの活用や個別学力検査により適切に課すことが第一の選択肢**。
- 国においては、優れた取組への支援、普及・展開に加え、入学者選抜改善等の観点から「**教学マネジメント指針**」の**追補**の作成が求められる。

2 「出口における質保証」の充実・強化

1. 大学教育の質保証をめぐる背景や現状・課題等

- 大学設置基準の改正等により大学の裁量が向上する一方、**質保証に対する各大学の責任も増大**。グローバル化の進展や産業界からの要請もあり、**国際通用性確保**の観点からも高等教育の「**出口における質保証**」に対する要請が高まっている。
- **教学の改善に取り組む大学は着実に増加**する一方、改善に取り組む大学と努力が不十分な大学とに**二極化**しているとの指摘や、対応が**形式的・表層的**で実質的な改善に寄与していないとの指摘もある。
- R3全国学生調査においても、**キャップ制が実質的に機能しておらず、予習・復習等の授業に関する学修時間が短い**等の課題が判明。**分野間の差異も大きく、特に人文・社会分野の学修時間は短い傾向**。

2. 「出口における質保証」の充実・強化に向けた方向性

- 体系化・構造化された教育課程の学生への分かりやすい提示、**GPA活用やキャップ制等の実質化、授業科目の精選・統合等の教学マネジメントの改善**が重要。**修得単位数以外の卒業要件**の規定等も考えられる。

- **卒業論文・卒業研究やゼミナール教育の充実**が有効。その際、ゼミ等の学修目標や評価基準の明確化、低年次からの系統的な教育課程、地域・企業との連携等、組織的な取組が求められる。
- 大学のミッションや学問分野は多様であり、ゼミ等が全ての学位プログラムに適しているものではないが、**DPに定める資質・能力を総合的・客観的に評価する必修科目**を高年次に設けることは効果的。
- 学生へのきめ細かな教育・支援を可能とする指導体制の構築は重要だが、**ST比を質保証における遵守すべき基準として規定することについては課題も多く、更なる研究・知見の蓄積を要する課題**。ST比やクラスサイズ等も含めた教育研究体制に係る**積極的な情報公表**が重要。
- 大学に「出口における質保証」を求める**産業界**は、採用選考活動で学修成果等を重視していることの発信、就職・採用活動における学修への配慮、キャリア教育やゼミナール教育等への積極的な貢献等が求められる。
- 質保証における**国際的な連携・相互認証の急拡大**を踏まえた対応も重要（海外の質保証機関等との連携等）。

3 学生保護の仕組みの整備

1. 背景

急速に**少子化**が進行する中、経営環境の深刻な悪化やガバナンスの機能不全等により経営破綻に至った場合に、**学生保護の観点から国や学校法人が採るべき措置**等について検討・整理が必要。

2. 主な論点、検討の方向性

①破綻を避けるために学校法人（大学）が行うべきこと

②破綻が避けられない場合に学校法人（大学）が行うべきこと

学校法人においては、**不断の教学改善及び経営の改善に努めるとともに、財務状況の分析等により経営悪化の兆候を早期に把握し、破綻が不可避な場合には速やかな経営判断が必要**。その際、「**学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》**」（日本私立学校振興・共済事業団）の参照や、所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団等への相談、学校間の連携体制をあらかじめ構築しておくこと等が望まれる。

③破綻リスクを低減するために国等が行うべき措置

- 文部科学省においては、規模の縮小・撤退を含む**早期の適切な経営判断を促す指導・支援の充実・強化、社会への情報発信**が必要。
- 時代と社会のニーズに応じた体制へと**転換を図る大学の支援**も重要。

④破綻時に国等が学生を保護するために採るべき措置

- **大学の破綻時に、国等が学生を保護するために採るべき措置**については整理されておらず、実際に生じ得る課題に即した対応について検討が必要。

※課題例：

- ✓ 近郊に受入れ先大学が存在しない場合の転学支援等の在り方
- ✓ 転学生の受入れ先大学における定員管理のあり方
- ✓ 事業を承継する法人等が存在しない場合の証明書発行等の取扱い

⑤撤退・破綻する大学に関する手続、取扱いの検討

- 撤退・破綻に関する高等教育行政上の手続きは、「**学校の廃止の認可申請**」（学部の廃止は届出）や「**学校法人の解散の認可申請**」であり、解散の認可後は、清算手続きに移行することとなる。
- 廃止に向けて募集停止した大学については、廃止の認可申請までの間は特段の手続き等はないが、**適正な管理運営**が担保されるよう、**廃止に向けたプロセス**について検討が必要。

【現状】 量的規模（大学院進学・修了者）が極度に不足



- ✓ 人文科学・社会科学系の学部卒人口に対して、大学院卒人口が極めて少ない
- 〔研究科や専攻は十分に確保されているため、主に①と②の課題について検証・解決を図り、進学したくなる魅力ある環境を整えることを目指す〕

【課題①】 社会的評価や認知の不足



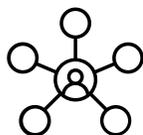
- ✓ 人文科学・社会科学系の高度人材の能力や活躍が、大学と産業界等あるいは学生自身との間で十分に理解・共有されていない

◆ 社会における高度人材の価値認知

↑
相互理解・協働に向けた
教育研究プログラムの推進と体制の構築

◆ 大学院の人材養成目的の明確化

【課題②】 大学院そのものの課題



- ✓ 大学院における人材養成モデルが学生の幅広いキャリアパスを支えるものになっていない
- ✓ 小規模専攻が多く、学生のテーマに合致する研究指導が十分に行われていない

◆ 幅広いキャリアパスを念頭においた教育課程・研究指導

◆ 学生の多様で自主的な「問い」に対応できる体制

それぞれの課題は相互に密接に関連しており、全体としての解決を目指す

課題と改革の方向性 ① (概要)

「人文科学・社会科学系における 大学院教育改革の方向性」(中間とりまとめ) (令和4年8月3日 中央教育審議会大学分科会大学院部会) (抄)

課題① 人文科学・社会科学系の高度人材の能力や活躍が、当事者である学生も含め、大学院と産業界等の社会との間に十分に理解・共有されていない

人文科学・社会科学系大学院

産業界・地域社会等

人材養成の目的明確化と学内外への提示



- ✓ 社会で活躍する高度人材を養成する観点から、「どのような人材を輩出するか」「どのような教育課程か」を明らかに
- ✓ 産業界等のニーズ分析、修了者のキャリアパスの追跡・把握、学内への周知

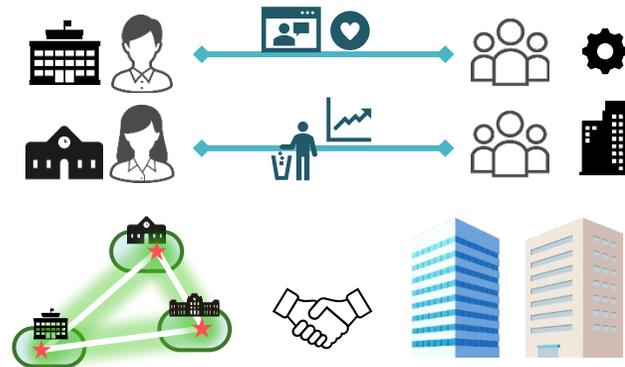
高度人材に関する価値の積極的認知



- ✓ 求める資質・能力に関する具体的な情報提供 (社会課題への広い関心、心理統計等に係るスキル・リテラシー等)
- ✓ ロールモデルの周知やインターンシップの受け入れ、採用の拡大

相互理解・協働に向けた教育研究プログラムの推進と体制の構築

- ✓ 学生と社会の双方に、**大学院修了者の価値や社会的通用性の気づきを与える取組**
(例) 企業や公的機関等と大学が連携し社会課題の解決を目指す教育プログラム
既存の技術や製品に意味的価値を付加するための共同研究
専門職大学院を含む大学院リカレント教育の振興 等
- ✓ 上記取組に資する学内外や産学官連携等を通じた**ネットワーク型の教育研究体制の構築**
- ✓ ネットワーク等を活用した、**まとまりのあるキャリア支援体制の構築**及び産業界・地域社会等との連携



個々の研究テーマや関心に合わせた社会との結節点の構築

上記取組を支える教育研究・産学連携ネットワーク



社会課題への対応、意味的価値の創出等に係る実践的能力への気づき

課題② これまでの人材養成モデルが、必ずしも学生の幅広いキャリアパスを念頭に置いたものとなっておらず、教育・研究指導の質保証が十分になされていない

大学院・研究科



研究室・ゼミ

幅広いキャリアパスを念頭においた教育課程・研究指導と質保証



- ✓ 学生を広く社会で活躍させる意識を共有し、それを**修士・博士の教育課程に具体的に反映**することで、**組織としての人材育成・教育方針を徹底**
- ✓ 高度人材輩出に係る**社会のニーズや修了者のキャリアパスの把握**による教育・研究指導の向上
- ✓ 着実な**研究指導状況の可視化**(研究指導計画の確認・具体化等)と進捗管理・実績評価
※学位授与権は大学が有しており、研究室で適切な指導が行われているか確認・評価
- ✓ 研究科別の**標準修業年限と実績(修了生の修業年数等)の公表**



指導教員

- ✓ 学問(研究テーマ)や教員の研究指導方法の多様性は確保しつつ、「大学院の教育課程を担う指導者」として、**人材育成に係る意識改革**が必要
- ✓ 博士号は「専攻分野について、自立した研究者として研究活動を行う上で必要な高度の能力を身に着けた者」であり、いわば**研究者としての「運転免許」***との共通理解の醸成
*博士課程の目的は教員と同等レベルの研究業績を上げることではなく、課程修了後に自立した研究者として研究活動を行うための資質能力を身に着けること
- ✓ 各課程の学位授与方針に照らして、**修了後のキャリアパス実現や学位取得から逆算した研究指導計画**となるよう、標準修業年限内にやり遂げるという規範の確立・定着

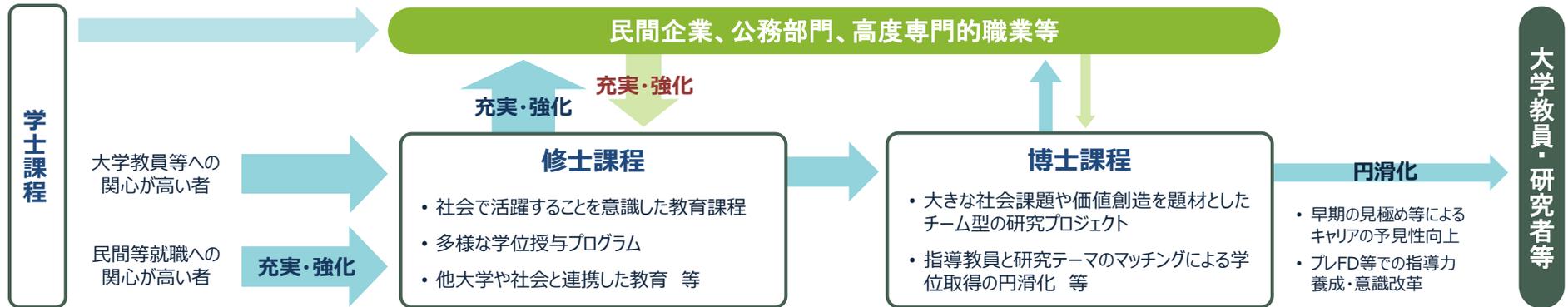
学生の自主的で多様な「問い」に対応できる研究指導体制の構築

- ✓ 小規模専攻が多い中で、**学生の関心や研究テーマに適合した研究指導を受けることができる仕組みの構築**(研究室異動の円滑化、専攻の大きくり化、研究指導委託等)
- ✓ 物理的な距離を超えた**ネットワーク型の教育研究体制**(大学院間連携や産学間連携)の構築による教員-学生間のマッチングの向上やチーム型教育研究、相互触発の推進



■ 修士課程と博士課程の方向性 (大卒)

- 修士課程では、人文科学・社会科学系の大学院卒人材の増加に向けて、民間企業等との連携など幅広いキャリアパスの拡大に重点的に取り組む
- 博士課程では、研究指導に係る意識や構造改革等、まずは教育課程としての体質改善を図るとともに、キャリアパスの予見性向上等に取り組む



【修士課程】

- 人文科学・社会科学系の大学院卒人材の増加を図るためには、まず**修士課程を学部卒後の一般的なキャリアパスとして位置づけるための教育・意識改革**や、**リカレント教育の推進**等が重要
- 修士課程においては、**学生の多様な興味や問題意識を尊重しつつ、実社会との接点や社会課題の解決に重きを置いたプロジェクトの実践により学位を授与する課程**※等、**多種多様で外部と双方向的な大学院教育を展開・拡充していくことが有効**と考えられる(当部会としては今後、こうした教育プログラムの事例収集や普及に向けた課題の整理が必要)

※ 例えば、修士課程で学び積み上げてきた大学院レベルの汎用的能力や専門的知識を総合的に活用しつつ、学びの総仕上げとして、地域課題等の現実的な諸問題に対し効果検証等を踏まえた解決策の提示を行うキャップストーンプログラム等

【博士課程】

- 大学教員を志す者が多い中、標準修業年限を逸脱しながらもキャリアパスの展望が描けないといった**課程そのものに関する内面的課題の改善**が必要
- 小規模専攻でも効果的な研究指導が行われるよう、組織の大きくり化や研究指導委託等を活用し、**アカデミア内外を跨いだ教育研究を拡大**することで、指導教員と研究テーマのマッチングによる**学位取得の円滑化**を図るとともに、**産業界・大学院間での中長期的な共同研究を推進**
- アカデミックポストの採用基準や要件、必要な業績等を可視化、早期見極めの実施等による**キャリア開拓の予見性の向上**及び教員としての**指導力の養成**
- 専攻や就職先を問わず、人文科学・社会科学系の博士課程で身につく**普遍的なスキル・リテラシーの明確化及び養成**

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第11期の議論のまとめ ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～【概要】

- ✓ 令和元年法改正により新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)と在学中受験導入(R4年度に初めて法曹コース生が法科大学院進学。令和5年度に在学中受験開始)。また、当委員会前期(R元～2)の法学未修者教育に係る提言を受け、各法科大学院で取組を推進。
- ✓ 今期(R3～4)は、法科大学院を取り巻く諸課題について議論、ヒアリングを行い、改善の提案や好事例を整理。

1. 新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)について

- ◆ 各法科大学院・法曹コースによる取組状況の把握・共有に引き続き努め、新たな一貫教育制度の着実な実施を推進。
- ◆ 期間の短縮により、プロセスによる法曹養成制度の中核をなす法科大学院の趣旨や特色が失われることのないよう留意。
- ◆ 時間的・経済的負担の軽減以外の多様な意義・可能性についても強調(法科大学院のない大学や地域に法曹コースが置かれることによる法曹養成推進など)
- ◆ 法曹コースの質の確保・向上のため、法科大学院による実態把握・評価、法曹コースを置く法学部による進学実績等の情報公開、自己点検評価等による不断の改善・充実、文部科学省による実施状況の把握が必要。他方、政策的な評価は、短期的な数字だけでなく、中長期的に動向を把握・分析すべき。
- ◆ 法曹コースや修学支援制度について、高校生、法学部生等に対する積極的な広報が必要。

2. 法科大学院等における教育の充実について

(1) ICTの活用の推進

- ◆ ICTの活用は教育の充実や補助教員の確保に有効であり、対面授業を大切にしつつも、ICTの活用に向けた創意工夫は今後も重要。
 - ・活用改善に向けた取組：オンライン授業の改善点を学生より聴取、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の中でオンライン授業の工夫を共有
 - ・活用の広がり：予復習のための補助教材の提供など講義以外での活用、遠方の法曹や研究者の講演をオンラインで聴く機会の提供など

(2) 在学中受験に向けた教育課程の工夫

- ◆ 各法科大学院において、令和5年度から実施される在学中受験に向け、様々な教育課程の工夫を実施。
(例：司法試験前に試験科目を一通り履修できるカリキュラム編成、試験後に法律実務基礎科目や展開・先端科目等の積極的な履修を推奨)
- ◆ 文部科学省や法科大学院協会は、在学中受験をするか否か、また、その可否にかかわらず、全ての学生に「プロセスとしての法曹養成」の趣旨を踏まえた教育がなされるよう、各法科大学院における検討・改善の状況を引き続き把握・共有することが必要。

(3) 司法修習との連携

- ◆ プロセスとしての法曹養成を充実する観点から、その中核を担う法科大学院と司法研修所の連携は重要。在学中受験に合格した場合には、法科大学院修了後直ちに司法修習に進むことが可能となる中、その重要性は一層高まっている。近時、法科大学院教員による司法修習のオンライン傍聴など、連携の取組が強化されたことにより、法科大学院教育をどのように行うべきか、様々な気づきが得られている(裁判手続等の修得水準、実務を意識した題材選定の重要性など)。
- ◆ 小規模校や研究者教員などを含む参加者の増加、全国の法科大学院への得られた成果の共有などが今後の課題。
- ◆ 法科大学院の授業を司法研修所の教官が視聴して意見交換を行うなど、双方向の連携を通じた、両者の教育の更なる充実を期待。

3. 法学未修者教育の更なる充実について

(1) 調査研究：法学未修者教育を主題とした前期の議論のまとめを受け、調査研究を実施。

- ①法律基本科目に係る授業等の在り方：「**アクティブ・ラーニング**」、「**スモールステップ**」（どの段階で何をどの程度深く教えるか）の視点の有用性
- ②入学前の導入的教育手法：**短編の動画教材の併用による複数のコンテンツ作成**の有用性（多様な視聴者に対応したテーマ・難易度設定が可能）
- ③補助教員の組織的・機能的な活用：**法科大学院間の活用事例の共有・議論の場**、**法科大学院を越えた補助教員間ネットワーク構築**の重要性

(2) 社会人学生に対する教育

- ◆ 多様なバックグラウンドを有する法曹養成のため、**社会人経験のある学生に対する支援は極めて重要**（特に**有職社会人は学修時間の確保が課題**）

取組例：オンライン方式やオンデマンド方式による遠隔授業の活用、レポートや小テストなどを含む科目特性に応じた様々な形式での成績評価、長期履修制度の柔軟な運用、履修証明プログラムや科目等履修による入学前の単位修得の推進

(3) 共通到達度確認試験：**法科大学院で進級判定にとどまらず広く利用され、学生にも全国的な到達度の把握に活用**されていることから、**継続的な実施**が必要。

(4) その他：「3 + 2」や在学中受験が始まる中、法学未修者の状況については引き続き注視し、必要なサポートの在り方を検討。

4. 複数の法科大学院の連携について

- ◆ 個々の法科大学院では予算、時間、人的資源などに限りがあるため、**法科大学院間の連携・協働による教育水準の向上が重要**。

取組例：共同開講科目の配置、法律実務基礎科目の連携、合同FD、両校の学生による合同自主ゼミの企画・実施、単位互換制度の活用など

5. 地域の自治体や法曹界、産業界との連携について

- ◆ 法科大学院教育の成果を還元することにより、**地域や社会に貢献する魅力ある法科大学院として存在意義を高めていく**ことが必要。

自治体との連携の例：行政や権利擁護の実務に関する研究会の開催、自治体との連携協定による修了生の弁護士を派遣

法曹界との連携の例：弁護士会による授業参観、修了生の弁護士による近隣地域の大学生・高校生向け講演会の開催

産業界との連携の例：経済団体との連携により地域の企業法務のニーズを把握し、法科大学院から地元企業に組織内弁護士や法務担当者を輩出
地元企業の法務担当者向けに法務の基礎や英文契約などの研修を実施

6. 法科大学院等の魅力や特色の積極的な発信について

- ◆ 法曹志望者の増加に向け、各法科大学院と関係者が連携して、**法科大学院教育の意義や法曹の仕事の魅力を引き続き発信**する必要。

・**司法試験合格率向上の事実**を丁寧に説明（令和4年司法試験では、累積合格率が修了後1年目で5割、3年目には7割に到達）

・他方で、法科大学院の意義は、**司法試験合格にとどまらず、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野で活躍する法曹の養成**であり、**これに向けた各種取組・創意工夫について、継続的に収集・共有・発信**が必要（法律実務基礎科目や展開・先端科目における取組、留学・海外派遣に係るプログラムの提供、社会人を含む法学未修者への支援、地域の自治体、法曹界、産業界との連携など）

- ◆ **修了後の多様な進路**について、丁寧な説明が必要（企業、自治体、福祉施設、学校、研究者など、法曹資格の有無にかかわらず、活躍の場は拡大）

- ◆ **法学部以外の学部学生や高校生等に対しても発信**が必要。その際、修了生や現役の法科大学院、法曹コースの学生が携わることが有効。

教育未来創造会議について

1. 会議の概要

- 高等教育をはじめとする教育の在り方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるよう、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進するため、閣議決定で設置（令和3年12月）。
- 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣（兼）教育未来創造担当大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、有識者により構成。
- 現状の分析をはじめ、専門的、多角的な検討を深めるため、文部科学大臣（兼）教育未来創造担当大臣、有識者を構成員とする、WGを設置。

2. 有識者

<R3.12 ~>

安宅和人 慶應義塾大学環境情報学部教授、ヤフー株式会社CSO
我孫子尋美 株式会社ニトリホールディングス取締役兼ニトリ大学学長兼人材教育部
ゼネラルマネジャー
阿部守一 長野県知事
いとうまい子 女優、株式会社ライトスタッフ代表取締役、研究者
大坪正人 由紀ホールディングス株式会社代表取締役社長
加藤史子 Wamazing株式会社代表取締役CEO
上岡美保 東京農業大学副学長
清家篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長
関山和秀 Spiber株式会社取締役兼代表取締役
高橋祥子 株式会社ジーンクエスト代表取締役、株式会社ユーグレナ執行役員
中野信子 脳科学者、東日本国際大学教授、京都芸術大学客員教授
日比野英子 京都橘大学学長
日比谷潤子 学校法人聖心女子学院常務理事
益一哉 東京工業大学学長

<R4.9 ~>

明石純一 筑波大学人文社会系教授
池田佳子 関西大学国際部教授
多忠貴 学校法人電子学園理事長、
全国専修学校各種学校総連合会副会長
東北大学総長
大野英男 国際法協会日本支部監事
齋木尚子 日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問
清家篤 津田塾大学学長
高橋裕子 DIC株式会社執行役員ESG部門長・ダイバーシティ担当
虎山邦子 株式会社日立製作所取締役会長代表執行役
東原敏昭 HI合同会社代表
平原依文 ヴァイオリニスト、国際教養大学特任准教授、成蹊大学客員講師
廣津留すみれ 早稲田大学政治経済学術院教授
村上由紀子 広島県知事
湯崎英彦

※敬称略

3. 開催状況等

<令和3年>

12月3日 会議開催の閣議決定
12月27日 第1回会議

<令和4年>

3月30日 第2回会議
5月10日 第3回会議、第一次提言とりまとめ
5月13日 第一次提言について閣議報告
9月29日 第4回会議(第二次提言検討開始)

<令和5年>

3月17日 第5回会議
4月中 第2次提言取りまとめ

我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について

教育未来創造会議 第一次提言

人材育成を 取り巻く課題

- ・高等教育の発展と少子化の進行（18歳人口は2022年からの10年間で9%減少）
- ・デジタル人材の不足（2030年には先端IT人材が54.5万人不足）
- ・グリーン人材の不足（2050カーボンニュートラル表明自治体のうち、約9割が外部人材の知見を必要とする）
- ・高等学校段階の理系離れ（高校において理系を選択する生徒は約2割）
- ・諸外国に比べて低い理工系の入学者（学部段階：OECD平均27%、日本17%、うち女性：OECD平均15%、日本7%）
- ・諸外国に比べ少ない修士・博士号の取得者（100万人当たり修士号取得者：英4,216人、独2,610人、米2,550人、日588人
博士号取得者：英375人、独336人、韓296人、日120人）
- ・世帯収入が少ないほど低い大学進学希望者
- ・諸外国に比べて低調な人材投資・自己啓発（社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は、諸外国が2割を下回るのに対し、我が国は半数近く）
- ・進まないリカレント教育

基本理念

- ・日本の社会と個人の未来は教育にある。教育の在り方を創造することは、教育による未来の個人の幸せ、社会の未来の豊かさの創造につながる。
- ・人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資する。

社会像 在りたい

- ◎ 一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさの実現（ウェルビーイングを実現）
- ◎ ジェンダーギャップや貧困など社会的分断の改善
- ◎ 社会課題への対応、SDGsへの貢献（国民全体のデジタルリテラシーの向上や地球規模の課題への対応）
- ◎ 生産性の向上と産業経済の活性化
- ◎ 全世代学習社会の構築



目指したい人材育成

◎ 未来を支える人材像

好きなことを追究して高い専門性や技術力を身に付け、自分自身で課題を設定して、考えを深く掘り下げ、多様な人とコミュニケーションをとりながら、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていく人材

<高等教育で培う資質・能力>

リテラシー/論理的思考力・規範的判断力/課題発見・解決能力/未来社会を構想・設計する力/高度専門職に必要な知識・能力

◎ 今後特に重視する人材育成の視点 ⇒ 産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿の提示

- ・ 予測不可能な時代に必要な文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成
- ・ デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域振興の成長分野をけん引する高度専門人材の育成
- ・ 現在女子学生の割合が特に少ない理工系等を専攻する女性の増加（現在の理工系学生割合：女性7%、男性28%）
- ・ 高い付加価値を生み出す修士・博士人材の増加
- ・ 全ての子供が努力する意思があれば学ぶことができる環境整備
- ・ 一生涯、何度でも学び続ける意識、学びのモチベーションの涵養
- ・ 年齢、性別、地域等にかかわらず誰もが学び活躍できる環境整備
- ・ 幼児期・義務教育段階から企業内までを通じた人材育成・教育への投資の強化

現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定

→ 今後5~10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性を生かした取組を推進

1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化



(1) 進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への大学等再編促進・産学官連携強化

- ①デジタル・グリーン等の成長分野への再編・統合・拡充を促進する仕組み構築
 - ・大学設置に係る規制の大胆な緩和（専任教員数や校地・校舎の面積基準、標準設置経費等）
 - ・再編に向けた初期投資（設備等整備、教育プログラム開発等）や開設年度からの継続的な支援（複数年度にわたり予見可能性を持って再編に取り組めるよう継続的な支援の方策等を検討）
 - ・教育の質や学生確保の見通しが十分でない大学等の定員増に関する設置認可審査の厳格化
 - ・私学助成に関する全体の構造的な見直し（定員未充足大学の減額率の引き上げ、不交付の厳格化等）
 - ・計画的な規模縮小・撤退等も含む経営指導の徹底
 - ・修学支援新制度の機関要件の厳格化（定員未充足率8割以上の大学とする等） 等
- ②高専、専門学校、大学校、専門高校の機能強化
 - ・産業界や地域のニーズも踏まえた高専や専攻科の機能強化（デジタルなどの成長分野における定員増等）
 - ・専門学校や高専への改編等も視野に入れた専門高校の充実 等
- ③大学の教育プログラム策定等における企業・地方公共団体の参画促進
- ④企業における人材投資に係る開示の充実
- ⑤地方公共団体と高等教育機関の連携強化促進
- ⑥地域における大学の充実や高等教育進学機会への拡充
- ⑦地域のニーズに合う人材育成のための産学官の連携強化（半導体、蓄電池）



(2) 学部・大学院を通じた文理横断教育の推進と卒業後の人材受け入れ強化

- ①STEAM教育の強化・文理横断による総合知創出
 - ・文理横断の観点からの入試出題科目見直し
 - ・ダブルメジャー、レイトスペシャライゼーションを推進するためのインセンティブ付与（教学マネジメント指針の見直し、設置認可審査や修学支援新制度の機関要件の審査での反映、基盤的経費配分におけるメリハリ付け等） 等
- ②「出口での質保証」の強化
 - ・設置基準の見直しなど、ST比（教員一人当たりの学生数）の改善による教育体制の充実 等
- ③大学院教育の強化
 - ・トップレベルの研究型大学における学部から大学院への学内資源（定員等）の重点化 等
- ④博士課程学生向けジョブ型研究インターンシップの検証等
- ⑤大学等の技術シーズを活かした産学での博士課程学生の育成
- ⑥企業や官公庁における博士人材の採用・任用強化



(3) 理工系や農学系の分野をはじめとした女性の活躍推進

- ①女性活躍プログラムの強化
 - ・女子学生の確保等に積極的に取り組む大学への基盤的経費による支援強化
 - ・大学ガバナンスコードの見直し、女性の在籍・登用状況等の情報開示の促進 等
- ②官民共同修学支援プログラムの創設
- ③女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進



(4) グローバル人材の育成・活躍推進

- ①コロナ禍で停滞した国際的な学生交流の再構築
- ②産学官を挙げてのグローバル人材育成
 - ・民間企業の寄附を通じて意欲ある学生の留学促進を行う「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進 等
- ③高度外国人材の育成・活躍推進
- ④高度外国人材の子供への教育の推進
 - ・インターナショナルスクールの誘致等推進 等



(5) デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育への転換

- ①知識と知恵を得るハイブリッド型教育への転換促進
 - ・オンライン教育の規制緩和と特例の創設 等
- ②オンラインを活用した大学間連携の促進
- ③大学のDX促進
 - ・デジタル技術やマイナンバーカードの活用促進 等



(6) 大学法人のガバナンス強化

- ①社会のニーズを踏まえた大学法人運営の規律強化
 - ・理事と評議員の兼職禁止、外部理事数の増、会計監査人による会計監査の制度化 等
- ②世界と伍する研究大学の形成に向けた専門人材の経営参画の推進
 - ・「国際卓越研究大学」における自律と責任あるガバナンス体制確立 等
- ③大学の運営基盤の強化



(7) 知識と知恵を得る初等中等教育の充実

- ①文理横断教育の推進
 - ・高校段階の早期の文・理の学習コース分けからの転換 等
- ②個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取組の推進
- ③課題発見・解決能力等を育む学習の充実
- ④女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進【再掲】
- ⑤子供の貧困対策の推進
- ⑥学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進
- ⑦分権型教育の推進
- ⑧在外教育施設の教育環境整備の推進

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実



(1) 学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

- ・修学支援新制度の機要件の厳格化を図りつつ、現在対象外の中間所得層について、多子世帯や理工系・農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善の実施



(2) ライフイベントに応じた柔軟な返還（出せ払い）の仕組みの創設

- ・現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できるよう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できる仕組みを創設
- ・在学中は授業料を徴収せず、卒業（修了）後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、大学院段階において導入
- これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいづれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出せ払いの仕組みを創設



(3) 官民共同修学支援プログラムの創設【再掲】



(4) 博士課程学生に対する支援の充実

- ・トップ層の若手研究者の個人支援や所属大学を通じた機関支援等の充実



(5) 地方公共団体や企業による奨学金の返還支援

- ・若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組の推進
- ・企業による代理返還制度の活用を推進するための仕組みの検討（日本学生支援機構以外の奨学金や、海外の奨学金も含む）



(6) 入学料等の入学前の負担軽減

- ・入学料の納付が困難な学生等について、納入時期を入学後に猶予する等の弾力的な取扱いの徹底



(7) 早期からの幅広い情報提供

- ・奨学金に関する初等中等教育段階からの情報提供の促進

3. 学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備



(1) 学び直し成果の適切な評価

- ① 学修歴や必要とされる能力・学びの可視化等
 - ・個人の学修歴・職歴等に係るデジタル基盤整備
 - ・マイナポータルと連携したジョブ・カードの電子化 等
- ② 企業における学び直しの評価
 - ・企業内での計画的な人材育成、スキル・学習成果重視の評価体系の導入
 - ・通年・中途採用等の推進、社内起業・出向起業の支援等の取組の実践の促進
 - ・従業員が大学講座等で学び直し、好成績を修めた場合における報酬や昇進等で処遇する企業への新たな支援策の創設 等
- ③ 学び直し成果を活用したキャリアアップの促進
 - ・キャリアコンサルティング・コーチングの実施、キャリアアップに向けた学び直しプランの策定とプログラムの実施、その後の伴走支援を一気通貫で行う仕組みの創設 等



(2) 学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備

- ① 費用、時間等の問題を解決するための支援
 - ・教育訓練給付制度の対象外である者（自営業者等）に対する支援の実施
 - ・人材開発支援助成金制度におけるIT技術の知識・技能を習得させる訓練を高率助成に位置付けることなどによるデジタル人材育成の推進 等
- ② 高卒程度認定資格取得のための学び直しの支援
- ③ 高齢世代の学び直しの促進



(3) 女性の学び直しの支援

- ① 女性の学び直しを促進するための環境整備
 - ・地方公共団体におけるデジタルスキルの取得とスキルを生かした就労を支援するための地域の実情に応じた取組に対する地域女性活躍推進交付金による支援 等
- ② 女性の学び直しのためのプログラムの充実
 - ・地域の大学・高専等における女性向けを含むデジタルリテラシー向上や管理職へのキャリアアップ等のために実施する実践的なプログラム等への支援 等



(4) 企業・教育機関・地方公共団体等の連携による体制整備

- ① リカレント教育について産学官で対話、連携を促進するための場の設置
 - ・都道府県単位で産学官関係者が協議する場の整備
 - ・地域の人材ニーズに対応した教育訓練コースの設定、教育訓練の効果検証等の推進
 - ・地域の産学官が連携して人材マッチング・育成等を総合的に行う「地域の人事部」の構築
- ② 企業におけるリカレント教育による人材育成の強化
 - ・企業と大学等の共同講座設置支援
 - ・企業におけるリカレント教育推進に向けたガイドラインの策定 等
- ③ 大学等におけるリカレント教育の強化
 - ・大学における継続的なりカレント教育の実施強化を行うためのガイドラインの策定
 - ・リカレント教育推進に向けた組織の整備等、産業界を巻き込んだ仕組みづくりの支援 等
- ④ 地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成
 - ・DX等成長分野のリテラシーレベルの能力取得・リスクリングを実施するプログラムへの支援
 - ・脱炭素化に向けた高等教育機関が地域と課題解決に取り組む中での人材育成の支援
 - ・農業大学校等におけるスマート農林水産業のカリキュラム充実、デジタル人材育成
 - ・IT、マーケティング、地域振興の知見・スキルを有する観光人材の育成推進 等

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ〈J-MIRAI〉」(第二次提言) 概要

J-MIRAI : Japan-Mobility and Internationalisation: Re-engaging and Accelerating Initiative for future generations
教育未来創造会議 令和5年4月27日

I. コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方

- 「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした**新しい資本主義**を実現するためには、**人への投資を進めることが重要**。
- 世界最先端の分野で活躍する**高度人材から地域の成長・発展を支える人材**まで厚みのある多様な人材を育成・確保し、**多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築することにより**、我が国の更なる成長を促し、**国際競争力を高めるとともに、世界の平和と安定に貢献していくことが必要不可欠**。
- 留学生交流について**量を重視するこれまでの視点に加え、日本人学生の海外派遣の拡大や有望な留学生の受入れを進めるために、より質の向上を図る視点も重視**。
- 今後、**より強力に高等教育段階の人的交流を促進し**、質の高い大学や留学生の交流を積極的に進めるとともに、初等中等教育段階から多様性・包摂性に向けた教育を充実。
- **高度外国人材の受入れ制度について、世界に伍する水準への改革を進めるとともに、海外留学した日本人学生の就職の円滑化や日本での活躍を希望する外国人留学生の国内定着を促進**。

II. 今後の方向性

1. 留学生の派遣・受入れ

(1) 日本人学生の派遣

- ・ 海外大学・大学院における**日本人留学生の中長期留学者の数と割合の向上**を図り、特に、**大学院生の学位取得を推進**。このため、高校段階から大学院までを通じて、短期から、中期、長期留学まで学位取得につながる段階的な取組を促進。

(2) 外国人留学生の受入れ

- ・ **高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れを推進**。その際、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために**受入れ地域についてより多様化を図る**とともに、大学院段階の受入れに加え、留学生比率の低い学部段階や高校段階における留学生の受入れを促進。

2. 留学生の卒業後の活躍のための環境整備

- ・ 留学生が将来のキャリアパスについて予見可能性をもって、入学前から安心して留学を決断できるようにするため、**海外派遣後の日本人留学生の就職円滑化を推進**するとともに、**外国人留学生の卒業後の定着**に向けた企業等での受入れや起業を推進。

3. 教育の国際化

- ・ **多様な文化的背景に基づく価値観を持った者が集い、理解し合う場が創出される教育研究環境や、高度外国人材が安心して来日できる子供の教育環境の実現**を通じて教育の国際化を推進。

Ⅲ.2033年までの目標

日本人学生の派遣



2033年までに**50万人**
(コロナ前22.2万人)

非英語圏の仏・独と同等の水準

<大学・専門学校等>

- 日本人留学生における学位取得等を目的とする**長期留学生**の数
6.2万人→**15万人**
- 協定などに基づく**中短期の留学生**数
11.3万人→**23万人**

<高校等>

- 高校段階での**留学者数**
研修旅行（3か月未満）
4.3万人→**11万人**
留学（3か月以上）
0.4万人→**1万人**



外国人留学生の受入れ・定着



2033年までに**40万人**
(コロナ前31.8万人)

留学生30万人計画の受入れ増加ペースの維持

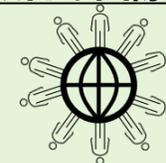
<大学・専門学校・日本語学校等>

- 外国人**留学生**の数
31.2万人→**38万人**
- 全学生数に占める**留学生の割合**
学部：3%→5%
修士：19%→20%
博士：21%→33%

<高校等>

- 外国人**留学生**の数（高校）
0.6万人→**2万人**
- 全生徒数に占める**留学生の割合**
高校：0.2%→0.7%
- 留学生の**卒業後の国内就職率**（国内進学者を除く。）
48%→60%

教育の国際化



<大学等>

- 英語のみで卒業・修了**できる学部・研究科の数
学部：86→200
研究科：276→400
- 海外の大学との**交流協定に基づく交流のある大学の割合**
48%→80%
- ジョイント・ディグリー・プログラム**の数
27→50
- ダブル・ディグリー・プログラム**※の数
349→800

<中学・高校等>

- 英語で複数教科の授業を受けられる高校**（コース等含む。）の数
50→150
- 対面での国際交流**を行う高校の割合
18%→50%
- 中学・高校段階における**オンライン等を利用した国際交流**を行っている学校の割合
20%→100%

※海外の大学との大学間交流協定に基づき実施されているもの

現状

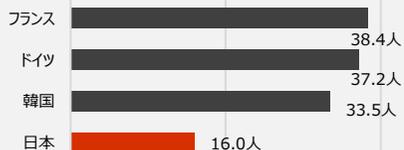
日本人学生の派遣

日本人学生の留学停滞

主に長期（学位取得目的を含む）の日本人の海外留学者数

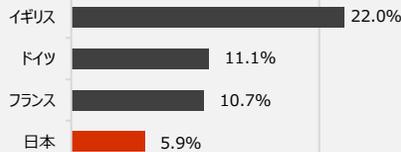


高等教育機関在学者千人に対する派遣留学者数の国際比較



外国人留学生の受入れ・定着

高等教育機関在学者に占める留学生の割合



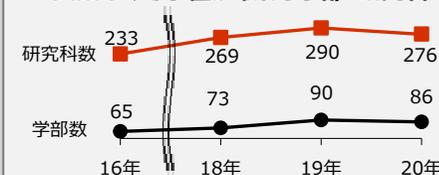
微増に留まる外国人留学生の国内就職率

高等教育機関を卒業・修了後に国内就職する外国人留学生の割合（国内進学者を除く）



教育の国際化

英語のみで学位が取れる学部・研究科



ジョイント・ディグリー・プログラム(JD)及びダブル・ディグリー・プログラム(DD)



1. コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策

(1) 日本人学生の派遣方策

- ① 高校段階から大学院段階までを通じた日本人学生の派遣の推進
- ・SNS等を活用した広報強化
 - ・卒業生のネットワーク構築
 - ・各自治体での海外大学進学支援の取組推進
 - ・**協定派遣（授業料相互免除）増に向けた取組推進**
 - ・中長期留学や海外大学で学位取得を目指す学生について、海外派遣の指標実現に向けて大幅に拡大するため、官民一体となって構造的・抜本的な方策の実施を進め、その成果の発現・進捗に沿って**給付型奨学金を着実に拡充**するなど**奨学金の充実**に取り組むとともに、企業・個人等が拠出する奨学金の一層の活用推進など、**官民一体での経済的支援の充実**
 - ・**企業による代理返還制度の活用促進**や**地方公共団体による返還支援の取組を推進**
 - ・官民協働による「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進
 - ・**博士人材等派遣の促進**
 - ・社会人の海外大学院留学の促進 等
- ② 初等中等教育段階における英語教育・国際理解教育、課題発見・解決能力等を育む学習等の推進
- ・英語4技能（読む、書く、聞く、話す）の育成に向けた、デジタルを活用したパフォーマンステストの実施促進
 - ・探究学習、自然・社会・文化芸術への興味関心を育む体験活動、国際理解教育の推進
 - ・国際バカロレアなどの国際的な教育プログラムが履修できる教育環境の整備を促進
 - ・教員養成段階の留学や採用後の海外経験機会の拡充、実践的な教員研修の充実を通じた教員の英語教育・国際理解教育の指導力強化
 - ・**1人1台端末を活用した海外とのオンライン交流の促進** 等

(2) 外国人留学生の受入れ方策

- ① 日本への留学機会の創出
- ・学生の早期からのリクルート、広報・情報発信、日本語教育を一体的に促進する現地機能の強化
 - ・留学生受入れに関する情報が一元的に得られるポータルサイトの情報充実
 - ・**優秀な学生の早期からの獲得強化に向けたプログラム構築**
 - ・海外における日本語教育の充実
 - ・**国費留学生制度の地域・分野重点化などの見直し** 等
- ② 入学段階での要件・手続の弾力化
- ・DX化促進による渡日前入学者選抜の促進
 - ・留学ビザ取得のオンライン化
 - ・銀行口座開設における負荷軽減 等
- ③ 国内大学の教育研究環境の質及び魅力の向上
- ・**留学生の授業料設定柔軟化**や**定員管理の弾力化**
 - ・**キャンパスの質及び魅力の向上**、民間資金等も活用した留学生・外国人教員宿舎の整備、賃貸住宅の受入れ環境整備 等
- ④ 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化
- ・**在籍管理非適正大学等の大学等名の公表**、**在留資格「留学」の付与停止**、**私学助成の厳格な対応**、留学生数等の情報公開の強化
 - ・安全保障貿易管理の徹底、研究インテグリティの推進 等
- (3) 国際交流の推進
- ・**「アジア架け橋プロジェクト」**や対日理解促進交流プログラムの**充実強化**、姉妹校連携や留学コーディネーターの配置促進等を通じた国際交流の促進
 - ・COIL（国際協働オンライン学習）、VE（バーチャル・イクスチェンジ）等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の推進
 - ・脱炭素人材の人材育成強化や農業を学ぶ学生等の留学・国際交流活動の推進、文化・芸術分野での学生・若手芸術家等の交流の促進 等

2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

(1) 日本人学生の就職の円滑化に向けた環境整備

- ・留学中の学生への就職情報の提供、現地でのジョブフェアへの参画拡大
- ・帰国後の留学生に対する**通年・秋季採用、インターンシップ等による多様な選考機会の提供促進**
- ・留学等を通じて得られた知識や専門性に対し企業が採用・人材育成面での積極的な評価を行う取組の裾野を広げる機運醸成 等

(2) 外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上

① 留学生の就職促進に向けた取組促進

- ・ハローワーク等における多言語対応を含めた相談支援機能・拠点の強化等による環境整備
- ・地域の特性に応じたインターンシップ機会の提供等による外国人留学生等の地元企業への就職・定着支援を行う**「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」の設立、「高度外国人材活躍促進プラットフォーム」**における中小・中堅企業の外国人材の受入れに係る課題解決に向けた**伴走型支援の実施** 等

② 受入れ企業側における企業風土の改善、環境の充実

- ・企業での採用方針の明確化、社内制度の見直し、採用方針・実績の公表等の促進 等

③ 関連する在留資格制度の改善

- ・高度外国人材に係る受入れ制度の世界に伍する水準への改革**（特別高度人材制度及び特定活動における未来創造人材制度の創設）**、一定の要件を満たす国内大学の卒業者についても同様の措置が受けられるようにするための検討
- ・**質の高い専門学校**の認定制度を創設、その卒業生等の在留資格の**運用見直し** 等

3. 教育の国際化の推進

(1) 国内大学等の国際化

- ・海外大学とのジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーや単位互換、大学間交流協定締結の促進
- ・国際交流などにおいて高度で専門的な知識や経験を有する「アドミニストラータ職」等の採用・育成の促進
- ・**徹底した国際化やグローバル人材育成に大学が継続的に取り組むような環境整備**
- ・国際化に積極的に取り組む大学等へのインセンティブ付与
- ・**国際化を先導する大学の認定制度の創設**
- ・戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域との大学間連携・学生交流の推進
- ・欧米のトップクラス大学の誘致によるグローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現 等

(2) 外国人材の活躍に向けた教育環境整備

- ・インターナショナルスクールに関する情報充実・実態把握、学校間接続の円滑化、**国際的な中等教育機関の整備推進・運営支援**
- ・学校教育を受ける際に困難を有する外国人児童生徒への支援強化
- ・**日本語教育機関の認定制度創設等による質の維持向上** 等

(3) 国内大学の海外分校や高専を始めとする日本型教育の輸出

- ・国内大学等の海外分校設置に係る環境整備推進
- ・諸外国からの要請を踏まえた日本型高専の導入支援
- ・在外教育施設における国内同等の教育環境整備や安全対策・施設整備等の機能強化に向けた支援 等